

次世代育成支援対策推進法に基づく

駒ヶ根市社会福祉協議会行動計画

令和2年5月1日

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 第3期 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

＜目標達成のための方策＞

- 事務局が窓口になり、妊娠中や産休時の社会保険等の手続きなど、相談できる窓口を設け、職員に周知する。
- 育休後の復帰職員に対して、労働時間や職場環境の相談を行い、育児と両立できるようにする。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

＜目標達成のための方策＞

- 事業所の勤務体制（シフト）を整備し、皆が公平に有給休暇をとれる職場を目指す。
- 年次有給休暇に対する職員理解を進め、周知する。

目標3：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを事業所単位で設定、実施する。

＜目標達成のための方策＞

- 事業所ごとにノー残業デーの設定を行う。
- フレックスタイムを奨励し、残業を少なくする（概ね月10時間以内）
- 会議や連絡調整を効率化する。

目標4：子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う。

＜目標達成のための方策＞

- 妊娠及び出産後における職場環境への配慮
- 産前産後休業後における職場への復帰及び業務内容の見直し
- 育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備